

平成 19 年度 第 1 回長野市行政改革推進審議会 議事録

日時：平成 19 年 7 月 23 日（月） 午後 2 時～午後 3 時 15 分

場所：長野市役所第二庁舎 10 階 講堂

出席者：長野市行政改革推進審議会委員 18 名

事務局（長野市行政改革推進委員会委員 20 名、行政改革推進局）

【議事】

<事前質問>

（委員）：1 月 25 日の行政改革大綱改定検討部会議事録の中で、「長野らしさをいかしたまちづくり」の説明について、「個人個人で感じる長野らしさはみな違う」という説明があった。従前は解釈の確立していた「らしさ」が、近時は価値観の変化により曖昧になってきている。市においては、この件についてどのように理解しているのか。もう一点、「総合計画と整合性を図る案」とは、どのような案なのか。

（事務局）：まず「長野らしさ」については、今回の行政改革大綱の案は行政のスリム化や健全財政の実現などに絞った内容だが、第四次長野市総合計画には「長野らしさ」が表現されており、例えば福祉についての「長野らしさ」、産業についての「長野らしさ」など、各分野の施策の方針において「長野らしさ」が具体化されている。また「総合計画との整合性を図る案」については、第四次長野市総合計画にも行政改革に関する事項が網羅されているため、行政改革大綱についても、上位計画である総合計画と整合を図るという考え方である。

(1) 新行政改革大綱（案）について

行政改革大綱改定検討部会 伊藤部会長から審議経過及び行政改革大綱（案）について説明。

<要旨>

- ・ 昨年 11 月に部会が設置され、以後 1 月から月 1 回の割合で 5 回の会議を行い、検討した。
- ・ 行政改革大綱は、第四次長野市総合計画の「行政経営の方針」のうち「行政改革の推進と効率的な行財政運営」及び「成果重視による市民満足度の高い行政経営の推進」について、実のある実行を促すことを目的とする。
- ・ 平成 15 年に策定した行政改革大綱、及び平成 18 年に策定した長野市財政構造改革プログラムに基づいて行政改革を進めて来たが、厳しい市の財政状況を踏まえ、更に改革を進めていく必要が生じている。
- ・ 最も多くの審議時間を費やしたのが「第 5 行政改革の基本方針」であり、「行政サービス提供の市の責任」、「民間活力の活用の継続」、「市民負担の公平性の確保」及び「持続可能な行財政運営の推進」の 4 点を基本方針とした。
- ・ 今後 5 年間で重点的に取り組むべき事項として、「第 7 重点的に取り組むべき事項」に、「職員数の削減」、「市民と市の役割分担の適正化」、「使用料など受益者負担の見直し」の 3 点を定め、推進することとした。
- ・ 「第 8 具体的な取り組み」については、第四次長野市総合計画基本計画第 2 編「行政経営」のうち、「行政改革の推進と効率的な行財政運営」、及び「成果重視による市民満足度の高い行政経営の推進」に掲げられた内容と整合を図り、これを推進していくこととした。

<質疑>

（会長）：「第 4 厳しい市の財政状況」を読むと、結構後ろ向きなことが書いてある。例えば工場誘致

をしていくなど、もっと増収を増やし、積極的に財政をよくするための方針はあるのか。

(事務局):「広報ながの」や納税通知書に広告を載せるなど、市が保有する資産や市民へのお知らせの機会を捉えて収入を上げるような取り組みは既に行っている。今回の大綱では、当然そのような取り組みも行っていくのだが、増収を目指すのはなかなか厳しい状況で、新税の創設なども難しく、まずは行政のスリム化を重点に挙げて取り組むこととした。

(会 長):例えば団塊の世代の移住による固定資産税の増収や工場誘致による法人事業税の増収など、根本的な税の増収についてどこかで方針を出して取り組んでいるのか。

(事務局):増収を上げるための施策として位置づけているのではなく、今お話のあった企業の誘致、長野市への市民の流入といったものを総合計画の中に位置づけて、結果として増収なり市の歳入を増やしていくという取り組みを、この総合計画の中でいくつかの項目で位置づけている。

(会 長):ただ市の財政が厳しいと言って職員を削っていくのではなく、積極的に増収を目指すことも逆の発想から見れば必要である。

(委 員):4ページの「第5 行政改革の基本方針」の「2 民間活力の活用の継続」に、「地域経済の活性化につなげるとともに、地域住民やNPOなど『地域の力』をさらに引き出していきます」とあるが、「地域の力をさらに引き出す」とはどういう意味を言っているのか、それから「地域住民」というのはどこを指しているのか。

(事務局):「地域の力」は、広い意味で住民の皆さん、民間の企業、NPOなどを含むものと考えており、そういった皆さんの力を活用していきたいということ。

(委 員):地域の各種団体の力も欲しい、ということなのか。

(事務局):広い意味で、地域の団体の皆さんのお力もお借りしたい。

(委 員):その内容をはっきり打ち出しておいた方がいいのではないか。都市内分権の中で各種団体のあり方の議論が先へ進んでいない状況で、このような文言を書くことは疑問である。この辺のところをきちんと書き記しておくことも大事ではないか。

(事務局):総合計画では、「役割分担と協働によるまちづくり」及び「地域の個性をいかした住民自治の推進」という政策により幅広く方向性がなされており、大綱でもそれを受けて民間活力について、地域住民、諸団体、民間企業等、幅広くご協力いただき、一緒に働いていく形として地域の力もさらに膨らましていきたいという趣旨で書かせていただいた。

(会 長):広い意味では各種団体も入っていくと。

(委 員):6ページ、「第7 重点的に取り組むべき事項」の「3 使用料など受益者負担の見直し」について、まだ見直しの検討段階なのに、あたかも値上げが決まったかのような新聞報道がなされたことがあった。報道が一人歩きすると市民生活に混乱を来すこともあると思うが、市はこのような報道をどうセーブしているのか。

(会 長): 使用料等の値上げについては法律に基づくもの、市や県の条例に基づくものがあり、それぞれの法律なり条例に基づいて値上げがされたものについて報道されたと思うが、長野市で何か値上げを行ったものはあるか。

(事務局): 公民館の使用料等についてそういった報道があったかと思うが、今後使用料の改正等考えていく時には、当然に市民にお知らせをしていく状況になる。この後審議いただく受益者負担の基準についても、このように改定の基準を定めていきたい、ということも事前に示していきたいと考えている。

使用料など受益者負担の見直しに関しては、これまで財政構造改革懇話会で議論を進め、基本的にきちっと受益と負担に見合った設定をしていくべきであるという答申をいただいて、長野市財政構造改革プログラムの中で位置づけている。ただ、これまでも受益と負担の考えから、あまりにも料金が低すぎるもの、または無料のものを個別に担当課で検討し、早期に是正すべきものについては、今回の基準とは別に使用料・手数料の見直しを少しずつ図ってきている。従って、新聞報道については、明らかに早期見直しをする必要があるものについて、個別に見直しをしてきているものであると思われる。

(委 員): 公民館等の使用や受講料についての報道はいいと思うが、今人口の増加地域で一番困っている学童保育の問題で、施設の値上げという報道がされてしまったので、若い保護者など地域住民が戸惑っている。

(会 長): 児童クラブや児童センターについては現に値上げになっているのか。

(事務局): 児童クラブや児童センターは、現実的に負担をいただいているのはおやつ代のみであるが、運営していくための建物維持管理費や人件費などを将来的に利用者にもどのように負担していただくべきか、または現状のままでもいいのかを今後検討して行こうという段階であり、長野市として負担を引き上げる方針を決めたわけではない。

(委 員): それは承知しているつもりだが、報道が先走ることのないようにしていただきたい。

(事務局): 新聞等の報道に関し、正確な情報提供に努めていきたい。

(委 員): 「第8 具体的な取り組み」で、9 ページの一番上に「庁内部局間の政策調整機能を充実させ、トップマネジメント機能を強化します」とある。この項目が「2 - 3 成果を重視した行政運営」の主な取り組みの1つとして挙げられているが、どういう内容のものを指しているのか、そのことがこの「成果を重視した行政運営」にどう繋がってくるのかということについて、その他に挙げられている総合計画の進捗管理、PDCAサイクル、職員の定数管理等と同列に並ぶような取り組みなのかを含めて、補足説明をお願いしたい。

(事務局): 「第8 具体的な取り組み」については、総合計画の中で定めている主な取り組みの内容を全て掲載した。「トップマネジメント機能の強化」については、庁内部局間の政策調整機能を充実させる目的で、具体的には庁内での政策決定のための政策会議や部長会議、新たに今年度からスタートした重点施策推進会議などによる庁内での情報共有、政策決定、正確な情報公開などを進めていくという内容で総合計画に掲載されているもので、行政改革大綱の「具体的な取り組み」もそれと整合を図っている。

(委 員): 庁内のいろんなセクターの垣根を低くして情報を共有化することはいいことで、より機能的にし

ていただきたいと思うが、その副産物として会議ばかり増えることの無いようにお願いしたい。

(委員): 5 ページの「第7 重点的に取り組むべき事項」の「市民と市の役割分担の適正化」は、切るものは切ってやるものはやる、民営化できるものは民営化していく、そういった中で地域の力を膨らませて行こうという流れで書いてあり、更には8 ページの「第8 具体的な取り組み事項」の「2 - 2 市民とともに行動する人材の育成と活用」にある主な取り組み事項には「職員が自発的に自己の能力向上を図れるよう、職場研修・派遣研修・特別研修など、多様な研修体制を構築し、市民ニーズに的確に応える人材を育成します」とあって、これらはつながっているものと判断している。現状の財力の中でできる最良のサービスを求めていくために、市の職員が地域に飛び込んで行って、市はこうするから地域ではこんなことをしてほしい、などと地域の人達と話をし、そんな中で整合性の取れた部分で何かをやって成功させていく、そして地域の力を出していく、こういった取り組みを是非やってもらいたい。また職員研修の実施に際しては、研修が何らかの形で実を結ぶための目標設定が重要だと思うが、この目標設定においても地域との取り組みについて掲げるなどして、最初は非常に負担になると思うが、市が主導権を握りながら、地域の自主性、地域の力を引き出すために上手くやっていただきたい。

(会長): 特に人材の育成、あるいは職員の意識改革を実施するに当たっては、今のご意見を踏まえて実施していただきたい。

それでは、部会からの報告の通り、資料2の大綱(案)をもって市への中間報告としたいが、よろしいか。

(委員: 異議なし)

(2) その他(行政サービスの類型化に基づく受益者負担割合の基準作成について)

事務局より、【資料3】に基づいて説明。

<要旨>

- ・ 長野市財政構造改革懇話会より平成17年11月に提言をいただき、それに基づいて18年2月に財政構造改革プログラムを策定して改革を進めてきている。
- ・ 新行政改革大綱(案)では、P5「市民と市の役割分担の適正化」という部分が、提言を受けて改革を進めて行こうという部分であり、P5の下欄にイメージ図を記載している。
- ・ 行政サービス類型化作業の結果を受けて、現在庁内でコスト算出作業及び受益者負担割合の基準原案を作成しており、新行政改革大綱(案)P6「使用料など受益者負担の見直し」につなげて行こうとしている。
- ・ 今後は市で作成した受益者負担割合の基準原案について審議会へ諮問し、部会を設置していただいて、検討をお願いしたい。
- ・ 部会は月1回程度の開催をお願いし、20年5月ごろには答申をいただきたい。その後市民の皆様へ説明し、理解をいただく中で受益者負担割合の基準を決定して行きたい。

<質疑>

(会長): この類型化に当てはまらないものはあるか。いずれかは当てはまるという理解でよろしいか。

(事務局): 原則そのとおり。

(委員): 資料に「減価償却費を含めてサービスの提供に要する総コストを明らかにした上で、」とある

が、今までの市の使用料などの中に、減価償却費を含めて設定した料金はあるのか。私の感じでは、あまりないような気がしている。減価償却費を含めるとなると、相当全体的に底上げされてしまうのではないかという懸念もあるので、その辺りをちょっとお聞きしたい。

(事務局): 市でいただいている受益者負担についてはいろいろ幅広くあるが、水道・下水道の使用料については減価償却を入れて徴収している。まずは様々なサービスについて、減価償却も含めたコストを市民の皆さんに見ていただき、それから受益者負担の割合を検討していけばよいと考えている。

(委員): ただ資料3の図を見ると、左下が100%と書いてあるので、コスト計算で出てきたものをまたある程度の割合にして、その上で100%からゼロまで変わっていく、というようにはあまり読めず、コストと負担が直接的につながっている感じがする。

(事務局): この図はイメージということで、左下についてはたくさん負担していただく、右上へ行けば負担が少なくていいだろうと、言葉で言えば大と小みたいな意味合いのものである。現実には、先程の水道については減価償却費も含め100%いただいている。

(会長): 他にどうか。これを見出していくと全体に使用料、手数料がうんと値上げになるという感じを受けるということだが。

(委員): ちょっとうっかりして、そういう流れが認められてしまうとどうか、という気がしている。

(事務局): 今長野市がいろんな行政サービスをするに当たっては、それなりにそれぞれコストが掛かっている。まずは減価償却も含めてそれぞれの行政サービスに幾ら掛かっているのかを明らかにした上で、それぞれ例えば福祉だとか教育だとか、産業だとかいろんな分野があるので、それに見合った負担割合はどの程度にすべきかを資料のグラフに落としこいていこう、というイメージである。従って、例えば産業の部類と福祉の部類で同じようにお金が掛かったとしても、同じように負担割合を位置づけるのではなく、その政策の内容に応じてどの程度負担をお願いしていくべきかという原案を作って、ご審議をお願いしたいという考えである。

(会長): 今の説明によると、全体に上がるということではなく、やはりそこには政策というものがあるので、この施策についてはこの程度、ということが言えると。

(委員): 「減価償却費を含めて」という文言をぱっと受け取ると、減価償却費を全部いつも含むものと取れるが、提言の抜粋には、「民間での事業実施の可否等を勘案して決定することが必要」とある。このことは、場合によっては減価償却費を含まないケースもあるし、含むケースもあるということの意味しているのか。

(事務局): その通りで、先程水道の例もあったが、それと同類に扱われるような行政サービスについては減価償却費も100%反映して料金に設定する方法もあれば、福祉的なものについては減価償却費を基本的には反映させないなど、反映させるべきではない政策なり行政サービスもあると考えている。それをグラフに落としてみて、審議会でご審議をいただこうという考え方である。

(会長): それでは、この件については次回の審議会でも市長から諮問を受けてスタートするというので、お含みいただきたい。また事務局の説明では月1回程度の部会により検討を進めてほしいということなので、部会員の人数などは次回になると思うが、委員の皆様方にはご協力をお願いしたい。

<その他(全体を通して)>

(委員): 6月29日開催の第5回行政改革大綱改定検討部会の議事録に税金の問題が出ている。平成17年度の市税の状況が、本来収入となるべき額が577億1500万、これに対する収納率が94.4%で、収入未済額約29億。94.4%収入しているのに、577億で29億未済とはどういうことか。94.4%の額は出ないのか。

(事務局): 本来17年度に税として入るべき額が577億1500万あり、このうち94.4%徴収できたというもの。ここで、収入となっていない収入未済額には、17年度だけではなく過去からずっと滞納になっている分があり、過去の分から含めて徴収できていない額が、17年度末で29億6700万あるということ。

(委員): 17年度からもう2年経っているが、現在でもそうなのか。

(事務局): 18年度の決算が、もう間もなく整理・公表できると思うが、現時点ではこの29億から数億円減って、26億円前後になると見込んでいる。

(委員): 未収の原因はどのようなところにあるのか。

(事務局): なかなか難しいところだが、いろんな要素がある。例えば景気が上向いて行かない中で、収入が上がらず生活の中で税金まで回らない、ということで滞納されてしまう方も多いようである。また併せて、社会問題になっているが、払わなくて済むなら払わなくてもいい、という発想を持つ市民も少なからずいると聞く。滞納する要因はさまざまあると思うが、市民負担の公平性の観点からも、徴収を進めて滞納額を少なくしていきたい。

(委員): 未済額に対する徴収はどのようなことをやっているのか。

(事務局): 電話催告なり訪問をして滞納額をお支払いいただくように対応している。

(委員): 差し押さえは行なわないのか。

(事務局): 案件によっては、動産、不動産、また自動車といったものを差し押さえ、それを公売に掛けて、収入確保に努めている。

(委員): 国民健康保険も、未収額が25億と、こんなにあるのか。

(事務局): 本日は国民健康保険の担当課が来ていないが、税と全く同じで、過去からの滞納額の積み上げが17年度末で25億円ある。

(委員): 過去というのは何年からか。

(事務局): 昭和57年からの数字と聞いている。

(委員): 57年から今まで手が付けられないのか。

(事務局): 明らかに支払能力がない、というものについては不能欠損処理をして、滞納額から落としてしまふ場合もある。支払能力があるものについては、当然お支払いいただくよう努めているところであり、財産を差し押さえて、それを公売に掛けて滞納額に充てていくという取り組みを進めている。

(委員): 未収者の勤務先などへ行って催促するというようなことはしていないのか。

(事務局): 今のところは動産不動産の差し押さえということで進めている。

(委員): 今後の収入の見通しはどうか。

(事務局): これも難しい問題だが、滞納額は税と国保合わせて約 60 億近くになっている。これを早期に減らすよう努めていきたい。年々少しずつではあるが滞納額は減っており、これまでの取り組みをさらにパワーアップして、滞納額を抑制していきたい。

(委員): 大変だろうと思うが、できるだけ頑張ってほしい。払わなきゃ払わないでいいんだ、という考えがだんだん出てきているように思う。これは大きな問題である。新大綱の案でも公平性の問題が出ているが、こういう多額が未収入であるということは公平に反する。よろしく願いしたい。

以上